

農産加工品高付加価値化推進業務に係る企画提案公募要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、本県への観光客の減少に伴い、農産加工品を販売する道の駅等の来客者数も低迷し、農家所得にも影響が生じている。こうした観光客低迷下にあっても、他地域との差別化を図り、農産加工品の売上を確保していく必要がある。このため山梨県では、ウィズコロナの時代を踏まえ、障害者の参画や地球環境への配慮等の「優しさ」を新たな魅力として高付加価値化を図る本県農産加工品の販売・PR方法のモデルを構築するに当たり、企画提案公募により業務を委託する事業者を募集します。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

農産加工品高付加価値化推進業務

(2) 委託業務の内容

別紙「農産加工品高付加価値化推進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおり

(3) 予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金11,000,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額1,000,000円）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和3年3月26日（金）を終期とします。

(5) 業務の流れ

ア 委託業務の詳細協議

契約締結後、企画提案の内容をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し、決定します。

イ 農産加工事業者の選定

対象となる加工業者を調査の上、12月下旬を目処に選定してください。

ウ 業務完了報告

業務完了後、速やかに報告書を県に提出してください。

3 応募資格

- ・ 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- ・ 本件業務が実施できる体制が整えられていること。

- ・ 本件業務が実施できる経営状況にあること。
 - ・ 国税及び都道府県税を滞納していないこと。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者に該当しないこと。
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- ※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合は、応募を認めないことがあります。

4 日程

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 令和2年11月 6日（金） | 募集開始 |
| 11月16日（月） 15：00 | 参加申込書提出期限 |
| 11月18日（水） 15：00 | 質問受付期限 |
| 11月20日（金）（予定） | 参加資格審査結果の通知 |
| 12月 1日（火） 15：00 | 企画提案書提出期限 |
| 12月 7日（月）（予定） | 企画提案審査（プレゼンテーション審査） |
| 12月 8日（火）以降 | 採択通知・契約締結・業務着手 |
| ・ 令和3年 3月26日（金） | 業務完了（業務完了報告書の提出） |

5 企画提案応募等に関する書類の提出等

（1）担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）
 山梨県農政部 果樹・6次産業振興課 野菜・6次産業化担当
 電話 055-223-1600
 電子メールアドレス kaju@pref.yamanashi.lg.jp

6 参加申込書類の提出と参加資格審査等

（1）参加申込書類

本企画提案募集に応募する方（以下、「企画提案応募者」という。）は、参加資格を審査するため、次の書類を提出してください（各6部（正本1部、写5部））。

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 財務諸表（直近2期分）

- ※ 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、附属明細表
- ・ 会社概要が把握できる書類（会社パンフレットなど）
- ・ 国税完納証明書（税務署で交付される様式）
- ・ 都道府県税完納証明書（都道府県で交付される様式。個人で申請する場合は、事業所の所在地等がある自治体の発行する直近2年分の個人県民税の納税が確認できる証明書）

(2)参加申込書等の提出方法・提出期限

- ・ 郵送の場合は、令和2年11月14日（土）消印有効
- ・ 持参の場合は、令和2年11月16日（月）15：00必着
- ※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から15：00とします。

(3)参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行い、審査結果を企画提案応募者に通知します。
- ・ 選定方法は、別紙「農産加工品高付加価値化推進業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとします。

7 企画提案の提出と審査

(1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付けます。

- ・ 受付期限 令和2年11月18日（水）15：00必着
- ・ 質問方法 電子メール
 - ※ 電子メールの件名には「農産加工品高付加価値化推進業務企画提案質問」と記してください。
- ・ 回答方法 回答は、原則として、参加資格審査により企画提案応募者として選定された方全員に対して電子メールによりお知らせします。
なお、回答は令和2年11月24日（火）17：00までに行います。
- ・ その他 電話や口頭での質問には応じません。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断したもの等には、回答をしないこともあります。

(2) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書

本企画提案応募者は、次の書類を提出してください（各6部（正本1部、写5部））。

- ・ 企画提案書（様式4・様式4-1）
- ・ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）
- ・ 上記の企画提案書（様式4-1）及び見積書の電子データを記録したCD-R等

イ 企画提案書の提出期限・提出方法

- ・ 郵送の場合は、令和2年11月29日（日）消印有効
- ・ 持参の場合は、令和2年12月1日（火）15：00必着
- ※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から15：00とします。

ウ 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

- ・ この要領に定める手続きに適合しないもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの

(3) 選定方法等

- ・ 別紙「農産加工品高付加価値化推進業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとします。
- ・ 事前に審査委員からの求めにより、企画提案書の内容について企画提案応募者に質問する場合があります（その回答はすべての審査委員に提供します）。
- ・ 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、短時間のプレゼンテーションと質疑応答により行います。（12月上旬予定。実施詳細は企画提案応募者に別途お知らせします。）
- ・ なお、企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正さ確保のため非公開とします。
- ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(4) 選定結果の通知・公表

- ・ 選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはそれぞれの審査結果を個別に通知します。
- ・ その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表します。
- ※ ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額です。ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称又は氏名は公表いたしません。

8 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとします。
- ・ 契約保証金は免除します。
- ・ 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、業務の目的達成のため必要な場合は、一部修正又は調整等を行う場合があります。

9 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 提出書類の取り扱い

- ・ 企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、山梨県に帰属するものとします。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負うものとします。
- ・ 提出書類は返却しません。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ・ 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて応募者自身が負担してください。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともあります。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行いません。

(5) 県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら業務を進めることとします。

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県農政部 果樹・6次産業振興課

野菜・6次産業化担当 矢崎・桐原

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-1600

電子メールアドレス kaju@pref.yamanashi.lg.jp